

上松都市計画
(上松町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

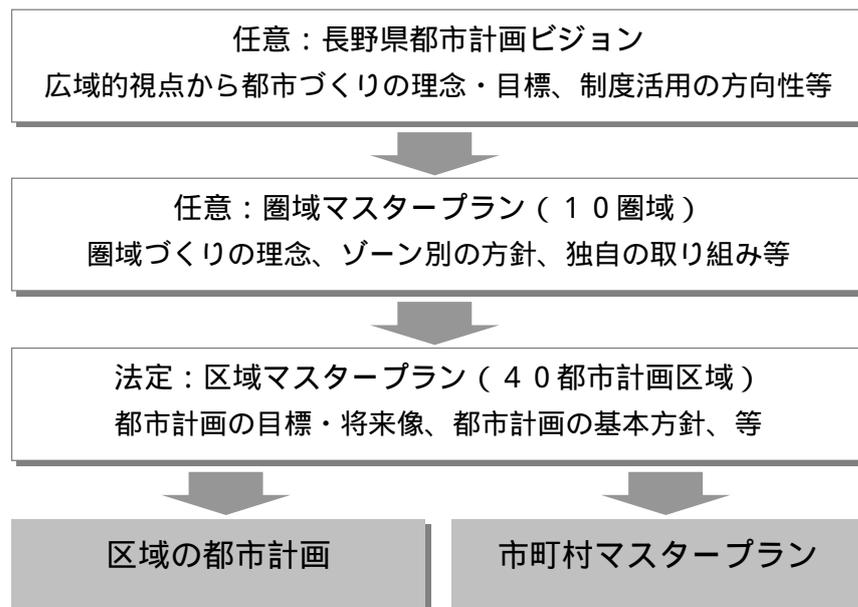
すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

都市計画の目標

区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針

主要な都市計画の決定方針

概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

【経緯の概要】

上松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事 項	時 期	備 考
地元説明会	平成 24 年 7 月 6 日 (金)	
公聴会のための素案の閲覧	平成 24 年 7 月 30 日 (月) から 平成 24 年 8 月 17 日 (金) まで	
公聴会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	平成 24 年 8 月 19 日 (日)	公述人なし (中止)
関東地方整備局長事前協議	平成 24 年 10 月 26 日 (金)	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 24 年 11 月 30 日 (金)	
市町村意見聴取 (都市計画法第 18 条第 1 項)	平成 24 年 11 月 20 日 (火)	
市町村意見聴取回答	平成 24 年 11 月 30 日 (金)	
計画案の公告 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 24 年 12 月 6 日 (木)	
計画案の縦覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 24 年 12 月 6 日 (木) 平成 24 年 12 月 20 日 (木)	意見書なし
長野県都市計画審議会 (都市計画法第 18 条第 1 項)	平成 25 年 2 月 7 日 (木)	
国土交通大臣本協議 (都市計画法第 18 条第 3 項)	平成 25 年 3 月 4 日 (月)	
国土交通大臣本協議回答	平成 25 年 3 月 12 日 (火)	
決定告示 (都市計画法第 20 条第 1 項)	平成 25 年 3 月 28 日 (木)	

変更の理由書

「上松都市計画（上松町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は平成16年3月の策定以降、約9年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

なお、当該都市を対象にした第5次上松町総合計画が平成23年3月に策定されたことから、本案についても、それらの計画内容を尊重し大幅な見直しをおこないました。

目 次

上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

1．都市計画の目標

1 - 1 都市計画区域の範囲と目標年次.....	1
1) 都市計画区域の範囲	1
2) 目標年次	1
1 - 2 都市づくりの基本理念.....	2
1) 都市づくりの基本理念.....	2
2) 都市づくりの目標	2
1 - 3 地域毎の市街地像.....	3
1) 地域毎の市街地像.....	3

2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2 - 1 区域区分の決定の有無.....	5
2 - 2 区域区分の方針.....	6
1) おおむねの人口.....	6

3．主要な都市計画の決定の方針

3 - 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	7
1) 主要用途の配置の方針	7
2) 土地利用の方針.....	8
3 - 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
1) 交通施設の都市計画決定の方針.....	9
2) 下水道及び河川の都市計画決定の方針.....	10
3) その他の都市施設の都市計画決定の方針.....	10
3 - 3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	11
1) 基本方針.....	11
2) 主要な緑地の配置の方針.....	11
3) 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	11

計画付図

1．都市構造図.....	4
2．都市施設等配置図.....	12

上松都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、上松都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

1 - 1 . 都市計画区域の範囲と目標年次

1) 都市計画区域の範囲

都市計画名称：上松都市計画区域

対象市町村：木曾郡上松町

範囲：木曾郡上松町の一部

2) 目標年次

都市計画の基本的な方向：平成 42 年

都市施設などの整備目標：平成 32 年（中間年：平成 27 年）

1 - 2 . 都市づくりの基本理念

1) 都市づくりの基本理念

上松町は、長野県の南西部、木曽地域のほぼ中心に位置し、東は木曽駒ヶ岳を主峰とする中央アルプス山系、西は御岳山に囲まれ、中央に木曽川が南北に流れ木曽谷を形成している。

町の面積の94%は森林という豊かな森林資源を活かし、昔から林業の町として発展してきた。現在でも木材工場等林業の町としての風情を残している。さらに、赤沢自然休養林や寝覚の床等の豊かな自然環境に恵まれ、多くの観光客が訪れている。

本計画においては、先人から受け継がれた貴重な自然資源を活かし、木曽の郷としての風情や景観に調和した都市づくりを進めるため、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

『地域の財産である森林（もり）と人間が共生する夢のある協働のまちづくり』

2) 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定する。

(1) 豊かな自然資源と歴史的、文化的資源の保全と活用

本区域は木曽ひのきの里として、伊勢神宮の御神木を提供するなど古くから豊かな自然と人が共生してきた地域である。町の94%を占める森林資源をはじめとする貴重な自然資源の有効活用や、森林(もり)の恵みを活用した自然エネルギー利用を図ることで低炭素都市づくりを目指すとともに、生物多様性に配慮した人と自然の共生を目指す。

また、本区域にはしだれ桜、リュウキュウツツジ、桂、黒松といった町指定天然記念物の樹木や弁財天堂や道祖神等の町指定文化財、夏祭り等の伝統行事・芸能が今日まで保全されており、今後もそれらを継承していく。

(2) 安全な生活空間の確保と水環境の保全

本区域の河川は、中央を南北に縦断する木曽川と、木曽川に流れ込む支川が急流をなしており、過去には多くの河川災害に見舞われてきた地域である。そのため、河川管理の充実を図ることで局地的な集中豪雨や台風等の災害に強い、安全で安心して暮らせる都市の実現を目指す。

また、快適な生活に資するため、水源地及び美しい水環境の保全や親水空間の充実を図る。

(3) 人にやさしいまちづくり

平成22年4月の高齢化率は36%であり、全国的にも高い割合である。今後も進む事が予想される高齢化社会に対して、ノーマライゼーション(1)の理念のもとに高齢者・身体障害者のさらなる社会参加を推進するため、ユニバーサルデザインによる町内の施設整備などで人にやさしいまちづくりを目指す。

1ノーマライゼーション

「障害をノーマルにするということではなく、障害者の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすること」(パンクローミッケルセン著 中園康夫訳:「ノーマライゼーションの原理」)

1 - 3 . 地域毎の市街地像

1) 地域毎の市街地像

本区域は、次の4つの地域に分けて整備を進める。

(1) 豊かな自然へとつながる山林・自然地域

本区域周囲の森林は、木曽御岳山や中央アルプスへと続く急峻な山林地帯で、景観的な特徴を表す要素となっており、区域全体に潤いと安らぎを与え、水源涵養や防災的な見地からも貴重な資源である。また、木曽ひのきの里として、伊勢神宮の御神木を提供するなど古くから豊かな自然と人が共生してきた地域である。町の94%を占める森林資源をはじめとする貴重な自然資源の有効活用や、森林(もり)の恵みを活用した自然エネルギー利用を図ることで低炭素都市づくりを目指すとともに、生物多様性に配慮した人と自然の共生に向けた森林資源の活用を図る。

区域内外の山林は、景勝地として知られる国指定史跡の寝覚の床や、区域外にある森林浴発祥の地であり森林セラピー基地(1)として認定を受けた赤沢自然休養林など、豊かな自然の入り口であるため、地域の特色ある財産として位置づける。

1森林セラピー基地

リラックス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域の中で、森林セラピーソサエティに認定された森林地域。

長野県内では、上松町、飯山市、信濃町、佐久市、木島平村、小谷村、山ノ内町が認定基地となっている。

(2) 交流と情報発信の中心となる商業地域

JR上松駅と3・6・2号国道19号線沿線の商業系用途地域は、商店の集積が進まず利便性が低いうえ、人口の減少もあり空き店舗が多くなっている。今後は用途転換や用途純化も視野に入れ、商店の集積、商店の建て替えや駐車場の整備、空き店舗の有効活用など商業の活性化を図る。

JR上松駅を住民や観光客の交通拠点とし、中心市街地の商業施設や旅館等の案内を充実させるなど情報発信機能の向上を図り、観光客や生活する人々の賑わいの空間とする。

また、全国的にも高い割合である高齢化にも対応した安全でのんびり歩ける歩行空間の整備等ユニバーサルデザインによる都市づくりを推進し、町内外の人が安心して楽しく買い物や交流ができる場とする。

(3) 森林資源を活かした工業地域

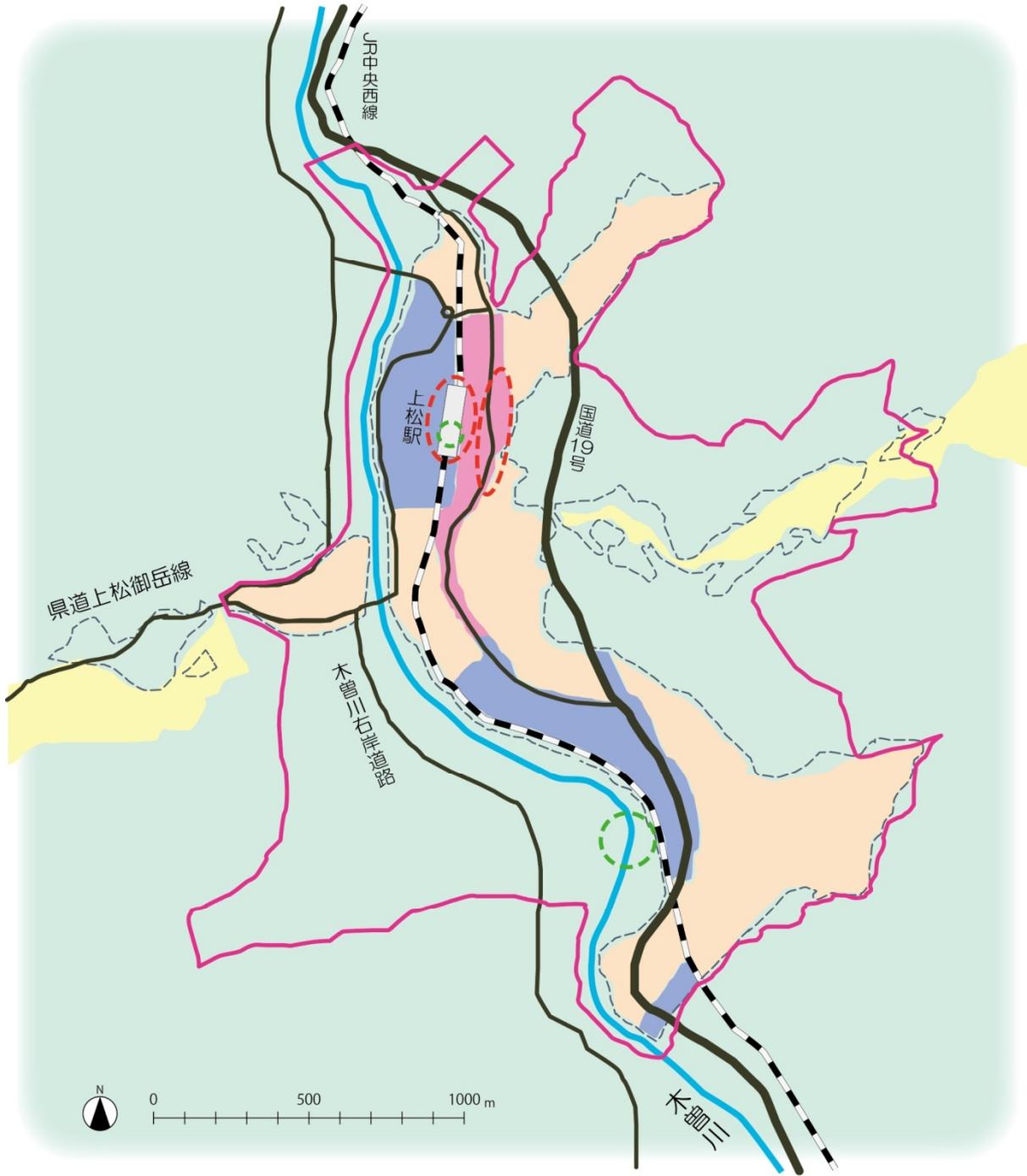
JR上松駅西側と見掛周辺の工業系用途地域は、伝統的に木曽ひのきを活用した工業の集積地であるが、近年は原材料不足や林業従事者の高齢化、後継者不足といった問題が発生している。

今後は、木曽ひのきブランド等の高付加価値化や市場の活性化などによる新たな木材産業の集積を目指し、活力ある木材産業の場として位置づける。

(4) 定住化促進に向けた住宅地域

上松町は、急峻な地形のため住宅地となる平地が少ない。また、人口の流出等により空き家が目立つため、空き家の有効活用や、防犯・防災性に配慮した良好な居住環境を有する分譲宅地の開発及びそれに伴う町道の新設、集合住宅の建設等を行い、定住促進と区域内への住居集約などによる集約型都市構造の実現を目指す。

都市構造図 上松都市計画区域



- | | | | | | |
|--|---------|--|---------|--|---------|
| | 鉄道・駅 | | 森林自然地域 | | 商業・業務拠点 |
| | 主要幹線道路 | | 住宅地域 | | 観光拠点 |
| | 幹線道路 | | 商業・業務地域 | | |
| | 都市計画区域 | | 工業地域 | | |
| | 木曾川 | | 農業地域 | | |
| | 下水道決定流域 | | | | |

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2 - 1. 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

(1) 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性は低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・ 全体的に人口は減少傾向で、市街地（用途地域）内の人口減少率よりも市街地外の人口減少率の方が高い。また、市街地外での農地転用状況をみると県の平均よりも小さいことから、市街地外への宅地の拡散化の傾向は少ない。
- ・ 都市計画道路の整備は完了しているが、市街地内の道路面積率は住宅地における標準的な目安より小さいことから、市街地整備の必要性がある。

(2) 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」に定められた農用地区域及び「森林法」に定められた地域森林計画対象森林などが他法令によって指定されている。又、用途地域を市街地整備の中心として位置づけ、土地利用の区分を明確にし、計画的な土地利用を推進しており、今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

(3) 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、(1)では区域区分の必要性は低いと判断されたことと、(2)に示す地域特性を踏まえ、急激な人口増加や市街化は考えにくい。よって、都市計画法以外の法令や区域区分以外の都市計画手法による土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、周辺の環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような、本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、区域区分は定めない。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、適正な市街地の形成を図るため、都市計画区域を優先的、計画的に市街化する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か、「しない」かは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

2 - 2 . 区域区分の方針

前項の記述のとおり、本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくり実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を、次のとおり想定する。

表 1 . おおむねの将来人口

年次 区分	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (中間年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口	3.8 千人	おおむね 2.8 千人	おおむね 2.4 千人

(注)平成 17 年の人口は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」に基づく統計値。

平成 27 年及び 32 年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3 - 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

(1) 商業地

JR上松駅東側周辺と3・6・2号国道19号線沿線の商業系用途地域は、商業店舗や公共・公益施設等の一定の集積があるが、空き店舗化や商店の分散も見られるため、用途変更や用途純化を考慮しながら商業・業務施設の集積を図る。

また、利用者の利便性を高めるため、駐車場整備やユニバーサルデザインによる都市づくりを進め、都市機能の充実したコンパクトな市街地形成を目指す。

(2) 工業地

関係機関と協力し、「企業立地促進法」等の支援策を活用した企業誘致を進めていく。また、企業誘致が効果的に進められるように土地利用等に係る効果的な各種支援策を講じる。

また、工業地域の利用者の決まっていない工業用地については企業誘致と合わせ、時代の要求に応じて多面的な利用を検討し、用途変更等も考慮した土地活用を図る。

(3) 住宅地

住宅地については、周囲の自然環境に調和した落ち着きと安らぎのある生活環境の保全・形成を図り、市街地への住居の集約を目指す。

また、若者の定住や、U・Iターンを促進するため、情報提供等により空き家の有効活用を図り、定住促進住宅整備事業等を推進し、良好な居住環境の形成を図る。

2) 土地利用の方針

(1) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地内での企業移転や廃業等、今後の産業構造や社会情勢の変化に対応できる産業振興と土地の活用を図るため、効果や課題を検証しながら必要に応じて用途転換、用途純化又は用途複合化などの用途変更や見直しを行っていく。

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域は、地形的な特徴と歴史的な背景から用途地域内に木造建築物が密集しており、防災上の観点や商業業務地と一体となった良好な景観形成を図る必要が求められることから、地区計画等の適用に向けた検討を進める。

(3) 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度、「農地法」に基づく農地転用許可制度の適切な運用及び「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づく取り組みを通じ、集団的な農地や、収益性の高い農地、基盤整備が実施された農地等を確保する。

また、土地交換や荒廃農地の利用斡旋等を行い、極力、農用地域以外での開発を進め、農地の減少を抑制し、まとまりのある農用地は優良農地として保全し、農用地以外の土地での開発を進め、農用地の減少を抑制する。

(4) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

上松町地域防災計画、洪水（土砂災害）ハザードマップに基づき、迅速で的確な対応ができる危機管理体制及び、地域の実情にあった市街地避難体制の充実を図る。

(5) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域においては、豊かな森林・河川等の自然資源が良好な景観を生み出しており、標高差2400mに及ぶ地形的な特徴と、町の94%を占める森林、川魚が多く生息する溪流は、生物にとっても貴重な自然資源であることから、自然環境形成においては「生物多様性ながの県戦略」に基づき、生物多様性に配慮した保全を行う。自然資源の活用にも際しても、生物多様性の保全に十分配慮したものとし、「地域の財産である森林(もり)と人間が共生する夢のある協働のまちづくり」という基本理念を実現させるため、自然と農林水産業との共生を目指す。

また、良好な景観の維持・保全や建築物の形態規制等については、長野県景観条例及び長野県屋外広告物条例などを活用する。

(6) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途指定のない区域(白地地域)の建築物の形態制限については、周囲の自然や、地域の実情を加味して、地区計画や特定用途制限地域などの各種制度を活用しながら適切な土地利用を図る。

用途地域周辺部に位置する白地地域は、町営住宅等も団地化されるなど一定密度の宅地化が進んでおり、隣接する用途地域の容積率制限とのバランスを考慮し、中高層階の住宅地に準じた制限値とし、今後は土地利用の実情に合わせて用途変更も視野に入れ検討する。

3 - 2 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域における主要な交通体系としては、区域を南北に縦貫する一般国道19号と3・6・2号国道19号線、一般県道上松停車場線を骨格に、3・6・3号正島線、3・6・4号正島東線、3・7・9号常磐宮前線などの都市計画道路による道路網が形成されている。一般国道19号は上松第1から第3トンネルの開通により用途地域を迂回する幹線道路として整備され、区域内の都市計画道路もすべて整備が完了している。

また、広域交流軸として、松本・塩尻方面と中津川・名古屋方面を結ぶJR中央本線が位置しており、上松駅は圏域内外からの玄関口として、またコミュニティバス等との主要な交通結節機能を担っている。

イ 整備水準の目標

本区域における都市計画道路については、全て整備済みである。今後とも整備方針に基づき、計画的に道路の維持管理を図る。

(2) 主要な施設の配置の方針

ア 主要幹線道路

主要幹線道路として、一般国道19号と一般県道上松南木曾線(木曾川右岸道路)を位置づける。これにより、骨格となる広域道路ネットワークを構築し、人の交流や物流を促進する。

イ 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域を結ぶ幹線道路として、3・6・2号国道19号線、一般県道上松御岳線(3・6・3号正島線)、3・7・9号常磐宮前線、3・5・1号駅前線、一般県道上松停車場線、町道栄町小野線を位置づける。その整備にあたっては、公共交通機関との連携や区域内外の交流を促進するため、総合的な整備を進め、機能の向上を図る。

ウ 補助幹線道路等

上記以外の都市計画道路等については、それぞれの地域における通行機能、空間形成機能、街区形成機能を担う補助幹線道路として位置づけ、必要な整備を進める。

エ 歩道等

道路整備にあたっては、歩行空間の確保や植樹帯の設置など道路空間の快適性と景観の向上に努めるとともに、高齢者や身体障害者にとっても快適で安全なユニバーサルデザインによる整備を推進する。

オ 公共交通等

南北の主要幹線道路と並行して区域を縦貫するJR中央西線は、広域的な都市間交流の軸として位置づける。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

主要な施設	施設名称
道路	一般国道19号(棧改良)

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

a 下水道

本区域には、木曽川をはじめ多くの支流河川が流れている。近年、生活様式の変化により、河川、農業用水の水質汚濁が懸念され、生活環境の悪化を招きつつある。

河川や生活用水の水質保全、公衆衛生の改善、居住環境の向上のために、法に則った公共下水道の加入を推進する。

また、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

b 河川

河川整備では、洪水等による危険個所の計画的な整備と、災害のおそれのある地域への危険の周知および警戒避難体制の整備を図る。

イ 整備水準の目標

a 下水道

公共下水道整備計画に基づいた整備が完了している。今後は、下水道施設の維持管理について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

(2) 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

今後は、下水道施設の維持管理について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

(3) 主要な施設の整備目標

ア 下水道

今後は、下水道施設の維持管理について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

3) その他の都市施設の都市計画決定の方針

(1) 基本方針

町民にも、観光客にとっても、衛生的で美しく快適な環境をつくるため、持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みを進める。

(2) 主要な施設の配置の方針

木曽広域連合と連携し、快適な環境づくりのための整備を推進する。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

なお、本施設は隣接する木曽町における整備であるが、上松町で発生するゴミについても搬入しているため、ここに記載する。

主要な施設	施設名称
ごみ処理場	木曽クリーンセンター(木曽広域連合)改築(木曽町内の同一敷地)

3 - 3 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域内外は森林を中心とした自然的環境に恵まれている。このため、地域における林業等、森林と生活が結びついた文化を継承しながら、地域とともに森林文化を培う自然的環境の整備・保全を目指す。

また、東西の山岳への続く奥深い森林は、生物にとっての貴重な生息域であることから、「生物多様性ながの県戦略」に基づき、絶滅防止と生態系の保全、里地里山の保全、自然の再生、移入種(外来種)対策、環境教育・環境学習の推進、生物多様性への影響低減、乱開発の防止、生物生息空間(ビオトープ)となる自然環境の整備を行う。

イ 緑地の確保目標水準

本区域は豊かな自然環境に恵まれており、急峻な地形により利用できる平地部が少ないため、用途地域内における確保目標量は、現在の緑を維持して減少させないことを目標とし、農地等を除いた公共緑地とその他緑地の合計 26.1ha とする。

2) 主要な緑地の配置の方針

(1) 環境保全系統

本町の大部分を占める森林は、広大な自然環境を形成しており、山岳から都市部へと続く森林は、町に潤いを与え、多様な動植物にも棲息の場を提供している。この貴重な自然資源を保全し、住環境の向上や、生物多様性の保全を図る。

(2) レクリエーション系統

近隣公園としての3・3・1号天狗山公園は、地域の憩いの場として適切な管理、運営を行い必要に応じて整備の検討を行う。

森林浴発祥の地であり、森林セラピー基地として認定を受けた赤沢自然休養林等、森林資源の健康や観光への利用、町民の憩いの場として、また木曽ひのきの里として先人から受け継がれた森林文化継承の場、自然を知る学習の場としてなど、森林の持つ多様な側面を活かした利用を図る。

滑川砂防公園については、水辺の緑地環境を生かした活用を図る。

(3) 防災系統

町内には多数の急傾斜地による危険箇所が存在している。急傾斜地崩壊などによる土砂被害を軽減するため、山林斜面の緑地の保全を図る。

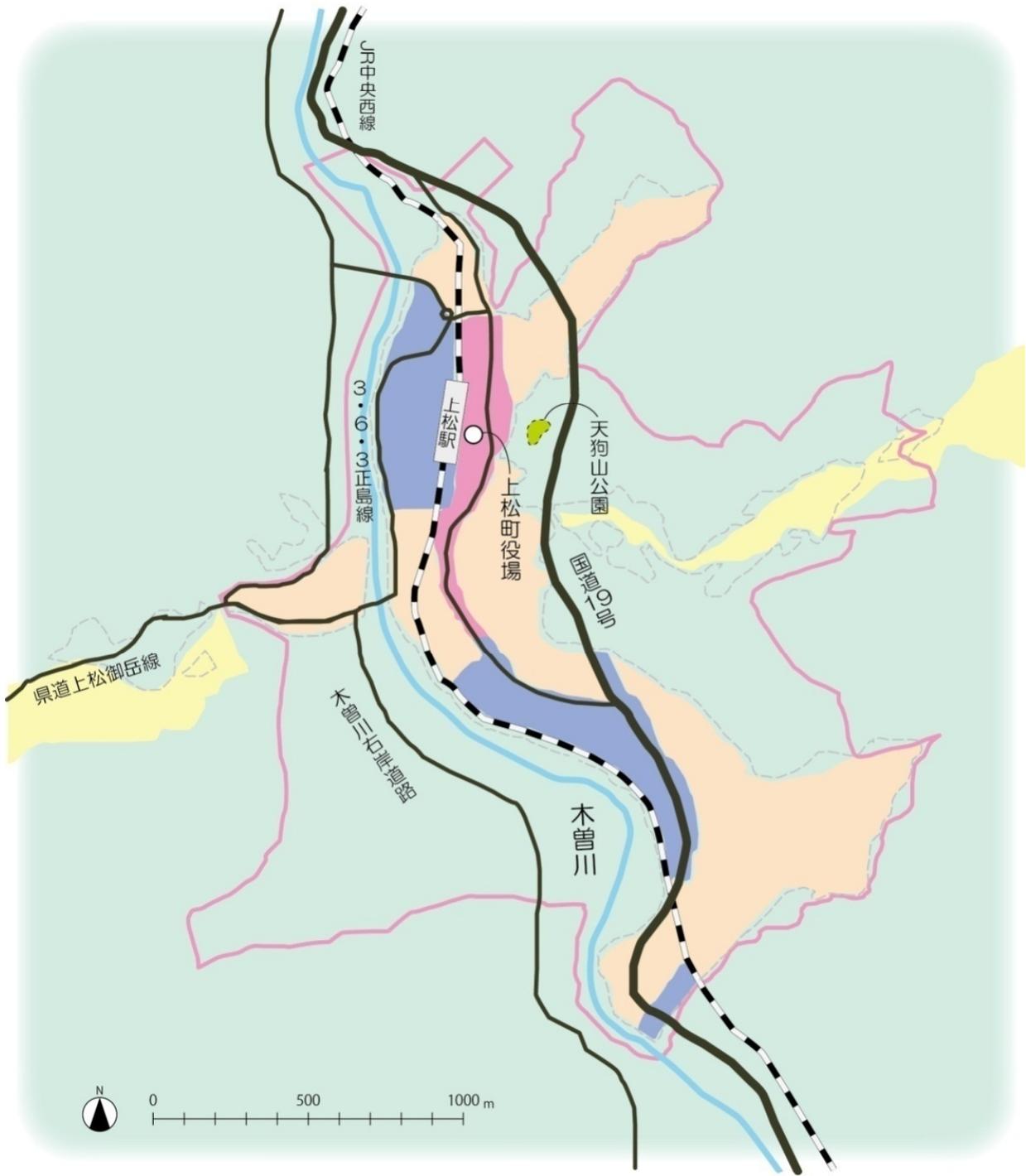
(4) 景観構成系統

町内にあるしだれ桜、リュウキュウツツジ、桂、黒松といった町指定天然記念物の樹木と、町の周囲に山岳から続く森林による豊かな自然は、町内に数多く点在する近代化遺産となり得る建造物や橋とともに上松の景観を特徴づけている。街中にたたずむ景観要素としての樹木や、町の借景としての森林景観の保全に努める。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

平地部が極端に少ない本区域では、区域内における法制度を利用した緑地の配置は困難であるが、周囲の豊かな山林や身近な屋敷林、段丘崖の緑地帯など貴重な緑を引き続き保全・育成する。

都市施設等配置図 上松都市計画区域



- | | | | | | |
|--|---------|--|---------|--|-------|
| | 鉄道・駅 | | 森林自然地域 | | 主要な施設 |
| | 主要幹線道路 | | 住宅地域 | | 主要な公園 |
| | 幹線道路 | | 商業・業務地域 | | |
| | 都市計画区域 | | 工業地域 | | |
| | 木曾川 | | 農業地域 | | |
| | 下水道決定流域 | | | | |

**上松都市計画（上松町）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成25年3月発行

長野県木曾建設事務所整備課

〒397-8550 長野県木曾郡木曾町福島2757-1

TEL 0264-24-2211

FAX 0264-22-4028

E-mail kisoken-seibi@pref.nagano.lg.jp

長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp